

感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人日野市民たんぽぽの会は、利用者等の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス等事業者として、感染症を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者及び職員の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

1 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等について、事業所等における感染予防体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることができるよう、感染症対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアル及び社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取り組みを行います。

2 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置します。

(2) 目的

1. 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
2. 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる。
3. 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
4. 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

(3) 委員会の構成員とその役割

委員会の委員長は事務局長とします。

委員会の構成員は、各事業所管理者とし、必要に応じて職員及び専門家に参画を依頼します。

必要に応じて、保健所等の助言を仰ぎます。

(4) 感染対策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね3ヶ月に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催します。結果については、全職員に周知します。

3 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

当法人の全ての職員に対して、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、本指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の訓練を実施します。

また、新規採用者には、採用時に研修を行います。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、感染発生の状況把握を行います。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行います。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行います。その内容については、全職員に周知します。

5 感染発生時の対応に関する基本方針

当法人の感染症対策マニュアル、事業所職員のための感染対策マニュアル(通所系マニュアル)に沿って、手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努めます。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策(接触感染、飛沫感染、空気感染)を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所等と連携を図り対応します。

(1) 平常時の対策

1. 事業所内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理)

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、各事業所内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、トイレ等の整備に努めるとともに日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔の維持に努めます。

2. 支援にかかる感染症対策(標準的な予防策)

支援の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

3. 手洗いの基本

4. 消毒液の適正な使用

(2) 発生時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図ります。

1. 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って報告する。

2. 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じた場合には、拡大を防止するためマニュアルに沿って速やかに対応する。

3. 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関（協力機関、保健所等）に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど緊密に連携をとる。

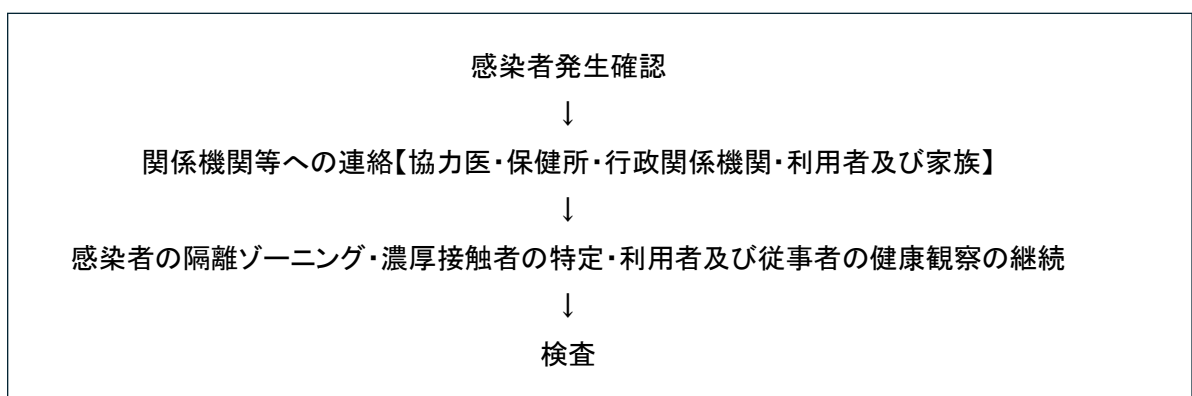
4. 関係者への連絡

関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する。
- ② 利用者家族等との情報共有体制を構築、整備する。
- ③ 相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する。

6 連絡体制

委員会を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備します。



7 その他感染対策の推進のために必要な基本方針

当該指針は、委員会に置いて定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行います。

8 指針の閲覧について

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように当法人のホームページに公表します。

付則：この指針は令和8年8月1日より施行する。